

その他

受信 または 投書日	事項または 題名	ご意見ご要望等	回 答	回答部署
R6.10.21	お祭りまたは 行事の花火 がうるさい	10月20日に、室場周辺で何の行事か知らないが、早朝7時前からバンバン花火を鳴らしていて非常にうるさいです。苦痛、ストレス、迷惑ですので即刻やめさせてください。	お問い合わせの花火につきましては、特定はできませんが、地域の町内会等で取り組まれた行事であると思われます。 主催者や参加者等が地域の住民である場合は、各町内で行われる会議や総会等の際に会員の皆様に決めていただいているものと認識しております。お困りの状況はお察ししますが、市として働きかけをする立場にはございませんのでご理解をお願いいたします。 なお、打ち上げ花火がお住まいの町内会の行事の一環であれば、直接、町内会長にご相談ください。	地域つながり課

その他

受信 または 投書日	事項または 題名	ご意見ご要望等	回 答	回答部署
R6.6.25	PayPay 支 払 い時の領収 書	市役所窓口でPayPayで支払った場合、領収書が発行されない理由を教えてください。	<p>当市では窓口での証明書発行手数料等のキャッシュレス決済について、PayPay株式会社を指定納付受託者(※1)に指定して運用しております。</p> <p>PayPayでの支払いの際に領収書が即時発行できない理由は、現金払いと違い、支払い直後に市への入金が増加確定とならないためです。これは地方自治法第231条の2の5(※2)で規定されており、お客様がPayPayで支払いした金額は、指定納付受託者であるPayPay株式会社から翌月末に市に入金され、その時点で初めて市への納付が確定したものとみなされます。</p> <p>したがって、PayPayでの支払いの場合、その場で領収書を発行することができません。</p> <p>なお、市への入金が増加確定する翌月末以降であれば領収書を発行し、ご自宅へ郵送することが可能ですので、ご入用の際は、窓口でお申し出ください。</p> <p>市民課窓口でPayPayでのお支払いの際に、領収書の発行についての説明が不足しており申し訳ございませんでした。</p> <p>現行の法令上はこのような取り扱いとなり、ご不便をおかけしますがご理解をいただきますようお願い申し上げます。</p> <p>※1 指定納付受託者 納付者からの委託を受け、地方公共団体に歳入等を納付する者を行います。例えば、スマートフォンアプリ等のキャッシュレス決済により歳入等を納付する場合における決済(代行)事業者が該当します。</p> <p>※2 地方自治法第231条の2の5(指定納付受託者の納付) 指定納付受託者は、第二百三十一条の二の二の規定により歳入等を納付しようとする者の委託を受けたときは、普通地方公共団体が指定する日までに当該委託を受けた歳入等を納付しなければならない。 2 指定納付受託者は、第二百三十一条の二の二の規定により歳入等を納付しようとする者の委託を受けたときは、遅滞なく、総務省令で定めるところにより、その旨及び当該委託を受けた年月日を普通地方公共団体の長に報告しなければならない。 3 第一項の場合において、当該指定納付受託者が同項の指定する日までに当該歳入等を納付したときは、当該委託を受けた日に当該歳入等の納付がされたものとみなす。</p>	情報政策課 市民課

その他

受信 または 投書日	事項または 題名	ご意見ご要望等	回 答	回答部署
R5.10.17	図書館駐車場の木	図書館駐車場入口の右側に連理の木が植えられています。とても珍しい樹形をしていますので、看板等を設置して、市民の方に周知してはどうですか。	<p>日ごろより、市図書館をご利用いただきありがとうございます。</p> <p>ご意見をいただきました「連理の木」につきましては、植物学の専門家に問い合わせたところ、自然界ではよくある現象で、一つの枝が他の枝と連なって木目を通じた様が吉兆とされ、「縁結び」「夫婦和合」の象徴として、神社などでは信仰の対象ともなっているとのことでした。</p> <p>看板等を設置する予定はございませんが、市民の皆さまに知っていただく機会を設けるなど検討してまいります。貴重な情報をお寄せいただきありがとうございました。</p>	図書館
R5.9.29	回覧板の電子化	<p>回覧板の電子化を検討していますか。紙での回覧を希望する方はそのまま、電子化とのハイブリッド化を推進してください。</p> <p>将来的には回覧板以外も電子化していくことで、情報伝達スピードのアップにつながり、安否確認等の防災対応にも活用できるのではないですか。</p>	<p>回覧板を含む町内会における連絡手段の電子化につきましては、ご意見のとおり、推進していくことは必要であると考えております。特に、回覧板については、電子化を望む声もあり、市といたしましても検討しているところです。</p> <p>そこで、市は、町内会の皆様の現状と意向を把握するために、令和5年度の役員切り替え時に、401の町内会長を対象としたLINE等SNSの利用状況に関するアンケート調査を実施いたしました。その結果、「町内会の連絡手段として、SNSやLINEを使用しているか」の設問に対して、「使用している」は約4割、「使用していない」は約6割でした。また、「使用したくない」との意見も多く、その理由としては、「デジタル機器を持っていない」「使い方が分からない」「紙の回覧板は無くならないので手間が増える」などの意見があり、電子化に抵抗感を感じている町内会長が多い状況であることが判りました。</p> <p>町内会事務の電子化には、地域の皆さまの意識が変化することが重要です。まずは、町内会役員間の連絡で、LINEのグループ機能を活用するなど、実際に使用し使い方に慣れていただくことを支援していきたいと考えております。</p> <p>また、安否確認、避難連絡に関する電子化につきましては、西尾市の防災情報を集約したスマートフォン用アプリ「西尾市防災アプリ」を配信しています。</p> <p>西尾市防災アプリには、自分の居場所などを特定の人に連絡できる機能がございますので、いざという時に備えて、ご家族や町内会等ぜひご利用いただければ幸いです。</p>	危機管理課 地域つながり課

その他

受信 または 投書日	事項または 題名	ご意見ご要望等	回 答	回答部署
R5.8.7	浄念塚墓地 について	<p>将来、お墓を自宅近くの浄念塚に建立できないか市に問い合わせたところ、断られました。 西尾市議会の一般質問で、浄念塚墓地について色々なことを知ることができました。 次の質問に回答をお願いします。</p> <p>① 浄念塚は、市の財産であることから財政法に基づき賃料を支払えば使わせてもらえると思います。西尾市民平等に可能。 ② 現況の、使用者が何の負担もなく無償で使用することは、財産管理者である市として問題があると思います。 ③ 宗教法人が使用しているとのことですが、政教分離の観点から問題があると考えます。 ④ 毎年50万円から100万円位の維持費を西尾市の税金から支払っていますが、このまま市が負担する考えですか。全部で700個以上の墓地があるので、1世帯1,000円負担してもらうなど、受益者負担にするべきです。 ⑤ 以上の点を西尾市の監査委員に問い合わせ、会計上これで良いか確認して回答してください。</p>	<p>ご質問いただきました浄念塚墓地の管理について回答いたします。</p> <p>① 浄念塚墓地については設置条例がなく、使用料についても定めておりません。過去に埋葬が行われており、その場所が特定できないため、新規の墓の建立は認めておりません。元々ある墓については、改築許可申請を認めています。なお、改築許可申請の条件は、「改築後、道路の拡張または市の計画に基づき墓地を移転する場合は、市に迷惑をかけることなく市の指定する場所に自費で移転する」としております。</p> <p>② 市は、浄念塚墓地の経営をしているわけではありません。元々は個人の土地で、その場所を共同墓地として住民の皆様が使用していました。昭和20年のポツダム宣言後、地目が墓地である土地は、個人や町内会等の地縁団体が所有できず、市が所有することとなりました。管理・運営主体がないことから、現在は、市が保全上の管理をしている状況です。そのため、使用者に費用負担を求めないことは、問題とは考えておりません。</p> <p>③ 宗教法人の祭祀に対して、市が直接関与しているわけではないため、政教分離の観点から、問題はありません。</p> <p>④ 浄念塚墓地の保全のため、市はやむを得ず管理をしていますが、経営はしていません。そのため、墓地使用者に対し、負担金を求める予定はありません。</p> <p>⑤ 監査委員事務局に確認して得た回答は以下のとおりです。 現在の財務会計行為は、その財産の性質上、市が浄念塚墓地の維持管理に係る予算を執行することについて、やむを得ないものと思われる。 令和4年9月定例会において、外部有識者を加えた検討委員会のほか、市民ニーズ・考え方等の把握に向けたアンケート等に執行部が言及していることから、その推移を見守りたいと考えます。</p>	市民課
R4.11.2	佐久島の渡 船料につい て	<p>佐久島の渡船料を1コイン(500円)にできませんか。今は、名古屋まで行けてしまう料金です。</p>	<p>渡船事業について、貴重なご意見ありがとうございます。 現在、コロナ禍による利用者数の減や世界情勢不安定化による燃料費などの物資高騰により、渡船事業は赤字決算となっております。非常に厳しい経営環境が続いており、現状維持が精一杯ですので、渡船料の値下げについては考えておりません。ご理解くださいますようお願いいたします。</p>	佐久島振興課

その他

受信 または 投書日	事項または 題名	ご意見ご要望等	回 答	回答部署
R4.10.24	朝の花火	<p>毎週末ごとに朝から大きな音の打ち上げ花火に迷惑しています。平日へとへとに働いて、せっかくゆっくり眠れる週末なのに、ついさつき寝たところなのに突然の爆音に起こされて、これが毎週続いていてたまりません。庭にいる犬もびっくりして大騒ぎです。ここが地元の主人は当然のような顔をしています。他所から来た私には、朝から誰かれ構わず爆音をお見舞いするなんて理解に苦しみます。</p> <p>お祭りの開催か何かのお知らせでしょうか、関係者だけに伝わるものと別の方法を工夫して欲しいです。私の他にも迷惑している人は大勢いると思います。市としては、地域行事としてむしろ歓迎していますか。別の手立てを促してもらうことはできませんか。</p>	<p>日頃お忙しい中、週末の早朝に花火の音で睡眠を妨げられてしまい大変お辛い気持ちをお察しします。</p> <p>お問い合わせの花火につきましては、どの地区の祭礼であるのか特定できませんが、毎年この時期は、各地区の神社で秋祭りが開催され、打ち上げ花火が上がる場合があります。</p> <p>町内会で取り組まれる行事につきましては、各町内で行われる会議や総会等の際に会員の皆様で決めていただいております。お困りの状況はお察ししますが、主催者や参加者等が地域の住民である場合がほとんどであるため、市として働きかけをする立場にはございませんのでご理解をお願いいたします。</p> <p>なお、打ち上げ花火が、お住まいの地区の町内行事の一環であれば、町内会長にご相談ください。</p>	地域つながり課
R4.10.17	浄念塚墓地の 掲示板について	<p>浄念塚墓地の「お知らせ」の掲示板に、期限及び掲示日を記載してください。</p> <p>何事にも期限及び掲示日を欠くことはできません。20年、30年はすぐ経過してしまい、整備ができません。</p>	<p>浄念塚墓地の「お知らせ」の看板につきまして、貴重なご意見をいただきましてありがとうございます。</p> <p>看板に記載された内容を確認したところ、ご意見のとおり掲示日等の記載がございませんでした。</p> <p>今後、看板を修繕する際には、利用される際の注意事項等の内容について見直しをするとともに、担当部局の連絡先や掲示日についても記載する予定です。</p> <p>今後も、心安らかに浄念塚墓地を利用していただけるよう努めてまいります。</p>	市民課
R4.6.3	若者支援の ための奨学 金支給につ いて	<p>コロナ禍で海外交流事業が滞っています。その中でも、交換留学生として日本に来て、高校に通う海外の高校生が少しずつ見られるようになりました。</p> <p>西尾に在住して(1年以内)高校に通う留学生の生活支援を西尾市として検討してください。月5,000円から10,000円で良いと思います。</p> <p>日本に、西尾市に好印象を持ってもらい、西尾市在住中に色々なものを発信してもらう。その子達は、将来きっと別の形で西尾市に恩返しをするはずです。</p> <p>「留学生も住みやすい街」にするメリットは必ずあります。1年以内の定額支援金支給の検討をお願いします。</p>	<p>このたびは貴重なご意見をありがとうございます。</p> <p>地域つながり課では、外国人と日本人が同じ西尾市民として、互いの文化の違いを認め合い、地域社会の構成員として共に生きる多文化共生を実現するため、外国人相談専用窓口を設置するなど様々な施策を展開しております。</p> <p>現在、留学生に対して生活支援をする予定はございませんが、困り事などがあれば、留学生に限らず外国人の方々には、窓口でご相談いただいた上で担当課に案内するなどの対応しております。</p> <p>今後も、留学生に限らず、外国人を含めた西尾市民が住みやすい街になるよう努力して参りますのでよろしくお願い致します。</p>	地域つながり課